

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

- 道路の区域変更
- 土砂災害警戒区域の指定の解除
- 土砂災害警戒区域の指定
- の処分
- 廃物と認定することが困難な放置自転車

- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請
- 都市計画の変更案の縦覧

○ ○ ○ ○  
II II II II

A vertical sequence of seven pairs of vertical lines (brackets) and seven pairs of open circles, all aligned horizontally. The pairs of brackets are positioned above the pairs of circles. The entire sequence is centered vertically on the page.

担当課（室）

# 道路整備課 防災砂防課 港湾課

○ ○  
〃 〃

【選挙管理委員会】

監查事務局 選舉管理委員會

## 担当課（室）

# 令和7年12月26日 岡山県公報 第12765号

〔五六一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があつた。

令和七年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
津山市加茂町中原三七三番三 津山市加茂町中原二八八番七	田 田	一、〇五〇 二、六六八

## 二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となることが確実と認められる。

## 三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和八年三月一 日	権利の始期から令和十三年二月二十 八日まで	一八、五九〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局津山支局に供託する。

## 五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

### 1 提出期限

令和八年一月九日（金）

### 2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

### 3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項